

議案第19号 三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行（令和6年3月1日）に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）」が改正（令和5年12月6日公布、令和6年3月1日施行）され戸籍法で定める証明書の手数料の標準額に変更があったため、当市手数料条例においても改正を行うもの。

【関係法令】 戸籍法

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令

【改正内容】 戸籍および除籍電子証明書提供用識別符号の発行の新設【別表（第2条関係）】

【現行】(4) 戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書手数料 1通につき 450円

(5) 除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書手数料 1通につき 750円

【改正】(4) 戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書手数料 1通につき 450円

(4)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。)

1件につき 400円

(5) 除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書手数料 1通につき 750円

(5)の2 除籍電子証明書提供用識別符号(総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍の記録事項証明書と同時に請求を行う場合を除く。)

1件につき 700円

【施行期日】 令和6年3月1日

【予算措置】 なし

【その他】 なし